⑥　Ｅ棟
主要構造・階数　鉄骨造　ラーメン構造
地上１階
基礎構造　直接基礎
建築面積　11.90㎡
延べ面積　11.90㎡
⑦　外構
構内道路（アスファルト舗装）
フェンス、門扉
低木植栽（造成森林部）、種子吹付、砕石敷き
雨水排水設備、浄化槽

⑸　工期　令和８年４月30日まで

⑹　本工事においては、入札に参加する意思を表明する際に施工体制及び技術提案等に関して記述した競争参加資格確認申請書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する技術提案評価型（施工体制確認型併用）を適用する。

なお、本工事は入札の参加者から見積書の提出を求める「見積活用方式」の試行工事であり、予定価格の算定に必要な項目について見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考資料とする。

また、提出を求める項目は直接工事費の「土工事」、「地業工事」「鉄筋工事」、「コンクリート工事」、「型枠工事」、「プレキャストコンクリート工事」及び共通費の「共通仮設費」、「現場管理費」、「安全対策費」、「現場管理費」、「保安対策費」とする。

見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

なお、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日促進工事（発注者指定方式）」の試行対象工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）、又は３者以内により構成される特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　単体又は共同企業体の代表者及び構成員が文部科学省（以下「文科省」）における一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後に審査を受け一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑶　単体又は共同企業体の代表者及び構成員が文科省における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定した数値が1,200点以上であること。（上記２⑵の再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際の数値が1,200点以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を定めた者を除く。）でないこと。

⑸　工事実績の条件

単体又は共同企業体の代表者及び構成員が、平成８年度以降に元請として完成引渡が済んでいる以下の同種又は類似工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としては、出資比率20％以上の場合のものに限る。）

また、工事実績は、日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者（注）、省庁、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人、公団等、都道府県、市町村が発注した工事に限る。

１）同種工事

鉄筋コンクリートによる放射線遮へい機能を有し、かつ原子炉等規制法の耐震Ｂクラス以上の原子力施設で、延べ面積が概ね2,200㎡以上の新築又は増築の実績とする。ただし、増築工事の場合は、増築部の延べ面積が概ね2,200㎡以上の場合に限る。

２）類似工事

原子炉等規制法の適用を受けた耐震Ｂクラス以上の建築物、構築物、土木構造物のいずれかの新築又は増築、改修の実績とする。ただし、改修については建築構造体の改修の場合に限る。

（注）原子力事業者：電気事業法第２条に規定された電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者、原子炉等規制法第44条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第13条の規定に基づいた加工に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第23条の規定に基づいた試験研究用等原子炉の設置許可を受けた事業者、原子炉等規制法第43条の規定に基づいた貯蔵に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第51条２の規定に基づいた廃棄の事業の許可を受けた事業者及び原子炉等規制法第52条の規定に基づいた核燃料物質等の使用等に関する事業の許可を受けた事業者とする。

⑹　配置予定技術者

単体又は共同企業体の代表者は、次の資格を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）資格

技術士（建設部門）、一級建築士又は１級建築施工管理技士で監理技術者資格証の交付を受けている者であること。

２）工事経験

平成８年度以降（ただし、類似工事に係る実績については平成18年度以降に限る）に元請として完成引渡が済んでいる以下の同種又は類似工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としては、出資比率20％以上の場合のものに限る）

また、工事実績は、日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者（注）、省庁、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人、公団等、都道府県、市町村が発注した工事に限る。

①　同種工事

鉄筋コンクリートによる放射線遮へい機能を有し、かつ原子炉等規制法の耐震Ｂクラス以上の原子力施設で、延べ面積が概ね1,600㎡以上の新築又は増築の建築工事の実績とする。ただし、増築工事の場合は、増築部の延べ面積が概ね1,600㎡以上の場合に限る。

②　類似工事

「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について（令和３年３月24日国土交通省）」に基づく「地方整備局営繕工事技術的難易度評価実施要領」に規定された工事技術的難易度がⅣ以上の建築物の工事経験とする。なお、建築物の延べ面積は概ね1,100㎡以上の新築または増築の実績とする。

（注）原子力事業者：電気事業法第２条に規定された電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者、原子炉等規制法第44条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第13条の規定に基づいた加工に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第23条の規定に基づいた試験研究用等原子炉の設置許可を受けた事業者、原子炉等規制法第43条の規定に基づいた貯蔵に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第51条２の規定に基づいた廃棄の事業の許可を受けた事業者及び原子炉等規制法第52条の規定に基づいた核燃料物質等の使用等に関する事業の許可を受けた事業者とする。

⑺　単体又は共同企業体の代表者及び構成員が申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、原子力機構の「契約に係る指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止を「東北地区」において受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑼　共同企業体の結成方法は自主結成とする。

⑽　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。